

ふくおかエコ農産物認証基準

区分	品目	化学合成農薬 使用回数 (成分回数)		化学肥料施用量 (窒素成分) (kg/10a)		備考
		県基準	認証 基準	県基準	認証 基準	
米	うるち米 (早期)	14	7	6.5	3.25	
	うるち米 (普通期)	20	10	8.5	4.25	
	もち米 (普通期)	18	9	12	6	
麦類	小麦	8	4	17	8.5	
	大・裸麦	8	4	12	6	
豆類	大豆	12	6	2	1	
野菜(果菜類)	きゅうり	56	28	64	32	
	すいか	16	8	21	10.5	
	メロン	22	11	15	7.5	
	まくわうり	14	7	12	6	
	かぼちゃ	12	6	20	10	
	トマト	54	27	29	14.5	
	ミニトマト	53	26	27	13.5	
	なす	59	29	58	29	
	ピーマン	16	8	32	16	
	いちご	63	31	30	15	
	スイートコーン	14	7	35	17.5	
	オクラ	13	6	18	9	
	えんどう	11	5	14	7	
	いんげん	9	4	17	8.5	
	そらまめ	9	4	12	6	
	えだまめ	6	3	12	6	
	にがうり	22	11	32	16	
	パプリカ	62	31	60	30	
	とうがらし類	16	8	45	22.5	ししとう、甘長とうがらしを含む
	ズッキーニ	14	7	25	12.5	
野菜(葉菜類)	はくさい	15	7	27	13.5	
	キャベツ	11	5	26	13	
	ほうれんそう	12	6	24	12	
	しゅんぎく (一斉収穫)	6	3	14	7	
	しゅんぎく (摘み取り)	10	5	28	14	
	結球レタス	10	5	20	10	
	非結球レタス	8	4	20	10	
	サラダ菜	6	3	17	8.5	
	たかな	4	2	30	15	
	セルリー	15	7	69	34.5	
	カリフラワー	10	5	28	14	
	ブロッコリー	11	5	32	16	
	ふき	13	6	85	42.5	
	にら	36	18	29	14.5	
	葉ねぎ (小ねぎ)	10	5	24	12	
	白ねぎ	23	11	24	12	
	たまねぎ	9	4	22	11	
	アスパラガス	18	9	53	26.5	
	みょうが	4	2	11	5.5	
	チンゲンサイ	10	5	12	6	
山東菜	10	5	20	10		
ナバナ	8	4	26	13		
しそ	30	15	62	31		
パセリ	34	17	44	22		

	こまつな	10	5	10	5	
	みつば	6	3	-		養液栽培
	みずな	8	4	13.6	6.8	
	かつおな	30	15	71	35.5	
	モロヘイヤ	10	5	32	16	
	バジル	10	5	22	11	
	ベビーリーフ	6	3	10	5	播種後、20~40日程度で収穫する葉菜類の幼葉
	らっきょう	6	3	22.4	11.2	
野菜(根菜類)	だいこん	10	5	13	6.5	
	かぶ	11	5	17	8.5	
	にんじん	9	4	18	9	
	ごぼう	8	4	27	13.5	
	れんこん	4	2	30	15	
	ラディッシュ	4	2	3.6	1.8	
	にんにく	9	4	16	8	
	さといも	8	4	20	10	
	ばれいしょ	8	4	12	6	
	かんしょ	14	7	6	3	
	しょうが	30	15	30	15	
果実	温州みかん	21	10	25	12.5	
	中・晩生かんきつ	20	10	36	18	
	かき	24	12	14	7	
	ぶどう(有核)	21	10	10	5	
	ぶどう(無核)	25	12	14	7	
	なし	34	17	22	11	
	もも	19	9	15	7.5	
	すもも	14	7	15	7.5	
	うめ	16	8	21	10.5	
	キウイフルーツ	10	5	23	11.5	
	いちじく(蓬莱柿)	15	7	5	2.5	
	いちじく(榎井ドーフィン、とよみつひめ、その他)	25	12	12	6	
	びわ	6	3	27	13.5	
	くり	9	4	18	9	
	りんご	25	12	16	8	
	ブルーベリー	6	3	9	4.5	
マンゴー	14	7	18	9		
ラズベリー	4	2	9	4.5		
工芸作物	茶	12	6	53	26.5	仕上げ茶を含む
	いぐさ	12	6	62	31	生産者は一貫経営とし、対象産品は花筵に限る
	なたね	2	1	14.8	7.4	搾油用
	かき(葉)	4	2	21	10.5	
	さとうきび	14	7	20	10	

- 1 農薬の使用回数は、原則として播種から収穫終了までの回数とする。
- 2 農薬については、含有成分ごとにカウントする。
- 3 JAS法による「有機農産物の日本農林規格(農林水産省告示第59号)」で使用が認められている農薬又は「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン(農林水産省 生産局長通知)」で化学合成農薬としてカウントしない農薬は、化学合成農薬としての回数にカウントしない。
- 4 種子消毒からカウントする(購入種子・種苗における育苗業者の農薬使用回数もカウントする。)
- 5 農薬取締法の農薬安全使用基準に従うこと。

### 養液栽培の排水処理基準

- 1 排水を肥料として使用し、河川や排水溝に排水しないこと。
- 2 河川や排水溝に排水する場合は、1リットルにつきアンモニウム性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素と硝酸性窒素合計量100mg以下であること。